平成２３年（フ）第１８９３号
横浜市緑区十日市場町892番地１
破産者　有限会社ミオス
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５６号
神奈川県鎌倉市御成町12番８号
破産者　有限会社インディゴ
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４号
長野市大字稲葉200番地29
破産者　有限会社クロスコムズライン
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
愛知県西尾市西幡豆町山副１番地１、開始決定時の本店所在地愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字山副１番地１
破産者　株式会社スギエンジニアリング
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
島根県出雲市多伎町久村2069番地９
破産者　株式会社エイアンドエム
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１５０号
島根県出雲市荒茅町850番地、前住所島根県出雲市多伎町久村2069番地９
破産者　立脇　春夫
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３４０３号
福岡市早良区飯倉４丁目31番15号
破産者　三角　　浩
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８号
佐賀県西松浦郡有田町白川１丁目２番17号
破産者　鷲尾　裕介
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５６号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1447番地１
破産者　溝口　　勲
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８３９号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番13号　平岸前田ビル702号
破産者　古川真樹子
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８号
仙台市青葉区台原３丁目26番10号
破産者　橋本　裕司
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目17番地の８
破産者　富田　達彦
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
仙台市太白区東中田４丁目５番41号
破産者　小野　美樹
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
茨城県水戸市元吉田町1485番地
破産者　小室　仁良
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
埼玉県草加市新里町95番地１　グランヴィラージュ601号、開始決定時の住所埼玉県草加市新里町1422番地　ヴイ・シティ草加２―204号
破産者　草野　伸浩
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
埼玉県草加市新里町95番地１　グランヴィラージュ601号、開始決定時の住所埼玉県草加市新里町1422番地　ヴイ・シティ草加２―204号
破産者　草野　幸子
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目16番13号
破産者　田中　一之
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目７番地１パレス高野台102
破産者　山中　　勝
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
埼玉県越谷市大字袋山2050番地１　ニートマルイビル803
破産者　池田　昭雄
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係